

心理的リアクタンスに及ぼす自由侵害の正当性と合法性の効果

深田 博己

(2003年9月30日受理)

Effects of justification and legitimacy of obstruction to freedom on psychological reactance

Hiromi Fukada

The purpose of this study was to examine the effects of justification and legitimacy of obstruction to freedom on psychological reactance. It was hypothesized that both of justification and legitimacy of obstruction to freedom might be negatively related to the strength of belief in freedom, and the latter might be positively related to the magnitude of psychological reactance (hypothesis 1). And it was also hypothesized that justification and legitimacy of obstruction to freedom might be negatively related to direct attempts at restoration of freedom (hypothesis 2). The results obtained from path-analyses supported the hypotheses completely.

Key words: psychological reactance, obstruction to freedom, justification, legitimacy.

キーワード：心理的リアクタンス、自由の侵害、正当性、合法性

問題

心理的リアクタンス (psychological reactance) とは、個人が特定の自由を侵害されたときに喚起される、自由回復を志向した動機的状態である。心理的リアクタンス理論は、Brehm (1966) が提出した理論であり、その後 Brehm & Brehm (1981) が理論の改訂を試みている。我が国では、深田 (1996, 1997, 1998) が心理的リアクタンス理論の全容を紹介し、今城 (2001, 2002) が心理的リアクタンス理論に基づく組織的な研究成果を報告している。

1. リアクタンス強度の規定因としての自由侵害の正当性と合法性

喚起される心理的リアクタンスの強度を規定する要因として、当初 Brehm (1966) は、①削除されたり、あるいは脅かされたりする自由な行動の重要性、②削除されたり、あるいは脅かされたりする自由な行動の割合、③自由な行動の削除の脅威のみが存在する場合、その脅威の程度、の 3 要因を仮定していたが、これら

の要因以外にも、④自由の侵害の正当性、⑤自由の侵害の合法性、の 2 要因があると考えていた。しかし、Brehm (1966) は、後者の 2 要因の影響過程が複雑であるという理由から、具体的な検討要因として取り上げることを避けた。その結果、リアクタンス強度の規定因に関する Brehm (1966) の最終見解として、①個人にとっての自由の絶対的重要性、②削除時点での、他の自由と比較した当該自由の相対的重要性、③削除された自由の割合、④自由の暗々の削除、⑤自由の削除の脅威があるとき、追従させようとする圧力の程度、の 5 要因が挙がっている。

これに対して、「自由」と「脅威」が心理的リアクタンス理論を特徴づける二つの主要な要素であると考えた Brehm & Brehm (1981) は、リアクタンス強度の規定因を自由の性質にかかる要因と脅威の性質にかかる要因とに区別している。しかし、Brehm & Brehm (1981) は、前者の要因として、①自由の重要性、②脅かされた自由の数と割合、③自由の相対的重要性、の 3 要因を指摘しているものの、後者の要因を明確な形で示していない。

リアクタンス強度の規定因に関する Brehm (1966) と Brehm & Brehm (1981) の見解を整理した深田 (1997) は、自由の性質にかかわる要因として、①侵害される自由の重要性（絶対的重要性）、②侵害される自由の相対的重要性、③侵害される自由の数（絶対数）、④侵害される自由の割合、の 4 要因を、また、脅威の性質にかかわる要因として、⑤自由侵害の程度、⑥自由侵害の程度と侵害される自由の重要性との交互作用、⑦単一の自由に対する複数の侵害、⑧複数の自由に対する複数の侵害、⑨自由に対する暗々の侵害、の 5 要因を挙げている。そして、自由の侵害の正当性の要因と自由の侵害の合法性の要因は、本来脅威の性質にかかわるリアクタンス強度の規定因であるが、Brehm (1966) の指摘以上の複雑な影響過程が予想される要因であると解釈し、これら 2 要因をリアクタンス強度の規定因のリストから敢えて外している。

2. 自由侵害の正当性と合法性の影響

自由侵害の正当性あるいは合法性が高ければ、たとえ自由が侵害されても心理的リアクタンスは喚起されないであろうか。換言すれば、心理的リアクタンスが喚起されるためには、自由侵害は不当な侵害あるいは非合法的な侵害であることが必要であろうか。この点に関して、Brehm (1966) は、いかにうまく正当化される侵害であっても、いかに合法的な侵害であっても、自由の侵害は心理的リアクタンスを生じさせると断言している。したがって、自由侵害の正当性と合法性がリアクタンス強度に及ぼす影響は、程度の問題として考えていくことになる。

自由侵害の正当性と合法性は脅威の範囲を限定するかどうかに關係し、それによって喚起されるリアクタンスの強度が影響されると、Brehm (1966) は述べている。Brehm (1966) に基づき、深田 (1996, p.42) は、自由侵害の正当性と合法性がリアクタンス強度に及ぼす影響を「侵害の正当性あるいは合法性が増加すると共に、暗々に侵害される自由の数が減少し、その結果、喚起されるリアクタンスの強度が減少するが、侵害の不当性あるいは非合法性が増加すると共に、暗々に侵害される自由の数が増加し、その結果、喚起されるリアクタンスの強度が増大すると考えられる。」と述べている。

上記の Brehm (1966) の仮定以外に、深田 (1996) は、自由侵害の正当性と合法性が自由の信念強度に影響を及ぼし、リアクタンス強度に影響するという、独立したメカニズムが働くのではないかと仮定している。すなわち、自由侵害の正当性あるいは合法性の増加は、個人が当初保持していた自由の信念（自分にはある特

定の自由があるという信念）強度を低下させてしまう可能性が高く、その結果、喚起されるリアクタンスの強度が弱くなると考えられる。逆に、自由侵害の不当性あるいは非合法性の増加は、個人の自由の信念をより強固にするかもしれない。こうした自由の信念強度の問題は、Brehm & Brehm (1981) がリアクタンス喚起の前提条件とみなしている自由の 4 つの性質と密接に関連する。彼らは、自由が存在するための必要十分条件の一つとして、自由が保持される強度を挙げているが、まさに自由が保持される強度こそ自由の信念強度を意味する。今城 (2001, 2002) は、自由の期待と重要性をリアクタンスの前提条件と呼び、自由の侵害によって心理的リアクタンスが生じるか否かは、それらの前提条件が満たされるかどうかに依存する、と強調している。ここでいう自由の期待は自由の信念強度と同義である。また、心理的反発起過程モデルを提案した深田 (1977) は、心理的リアクタンス生起の前提条件として自由の認識を挙げているが、この自由の認識は自由の信念強度と同義である。

自由侵害の正当性と合法性がリアクタンス強度に及ぼす影響過程には、暗々に侵害される自由の数の増減と自由の信念強度の増減の二つの過程が考えられるが、心理的リアクタンス生起の前提条件に直接関係しているという意味では、後者の自由の信念強度の方がより重要な役割を果たすと思われる。しかしながら、自由侵害の正当性と合法性が自由の信念強度を媒介にして心理的リアクタンスの強度に影響を及ぼすかどうかという問題に関しては、実証的に検討した先行研究がまったく存在しないばかりか、それら 2 要因がリアクタンス強度に及ぼす影響の問題に関しても、検討した研究は皆無である。ただし、侵害された自由の正当性要因のみを取り上げて、その影響過程に踏み込むことなく、不当条件の方が正当条件よりも強い心理的リアクタンスを喚起すると報告した研究は 1 例（深田・木村・牧野, 1997）みられる。

なお、Brehm (1966) が自由侵害の正当性と合法性をリアクタンス強度の規定因として指摘しておきながらそれ以上の検討を加えなかった理由は、これらの要因がリアクタンスの生じた結果としてもたらされる自由回復行動にも影響するという複雑さにあった。すなわち、自由侵害の正当性あるいは合法性が低い場合は、侵害された自由の直接的回復が試みられる可能性が高いが、自由侵害の正当性あるいは合法性が高い場合は、侵害された自由の間接的回復が試みられる可能性が高いという。こうした理由により、Brehm (1966) も Brehm & Brehm (1981) も自由侵害の正当性要因と合法性要因を具体的に検討していない。

3. 目的

本研究の主目的は、自由侵害の合法性と自由侵害の正当性が、自由の信念強度の変化を媒介にして、心理的リアクタンスの強度に影響するかどうかを検討することである。

本研究で検証する仮説は次の通りである。自由侵害の合法性あるいは自由侵害の正当性が減少するほど侵害された自由の信念強度は増加し、その自由の信念強度の増加は喚起されるリアクタンスの強度を強めるであろう（仮説1）。また、自由侵害の合法性と正当性の減少は侵害された自由の直接的回復意図を増加するであろう（仮説2）。

なお、正当性と合法性は極めて密接な関係をもつ概念であり、両者の間に高い相関関係が予想できるが、現実には正当性と合法性が必ずしも対応しない場合も存在するので、本研究では、敢えて、正当性と合法性を独立の要因として設定する努力を払う。

方 法

1. 実験計画

場面想定法を利用して、喫煙禁止場面と子犬飼育禁止場面の2場面を設定し、被験者には両方の場面に関して質問への回答を求めた。場面設定、実験操作、従属変数の測定は全て小冊子を使用して行った。被験者は、同一実験条件の喫煙禁止場面と子犬飼育禁止場面に繰り返し接触した。なお、結果は場面別に整理して分析した。

独立変数は、自由侵害の合法性（高、低）、自由侵害の正当性（高、低）、被験者の性（男性、女性）の3変数であり、いずれも被験者間変数であった。

被験者は大学生296人であり、 $2 \times 2 \times 2$ の8実験条件の各々に対して37人ずつ無作為に配置された。無作為配置の手続きは、作成した4種類の小冊子の無作為配布によって行った。

2. 実験手続き

小冊子はB5版サイズで、8ページであった。小冊子の構成は、①1ページ目が実験の教示などを記載した表紙、②2ページ目が喫煙禁止場面での実験操作と従属変数の測定、③3ページ目が子犬飼育禁止場面での実験操作と従属変数の測定、④4ページ目と5ページ目が両場面における合法性認知と正当性認知の測定、⑤6ページ目と7ページ目が独自性測定尺度、⑥裏表紙、であった。

小冊子の表紙で「この調査は、自分の行動に対して人から指図を受けた場合に、どのような感じをもつか」ということに関する研究である」という、実験に関する教示を被験者に提示した。

なお、被験者の個人差変数としての独自性に関しては、有意な効果が得られなかったので、本論文では報告を省略する。

3. 独立変数の操作

最初に、「もし、あなたが次のような場面に出会ったとしたら、どんな気持ちになるでしょうか。想像して答えて下さい。」という各実験条件共通の教示を被験者に与えた。

(1) 喫煙禁止場面

共通教示のすぐあとに、喫煙禁止の正当性と合法性の操作を実施した。列車での喫煙に対する禁止の合法性は、禁煙車であるか（高合法性）、そうでないか（低合法性）で操作し、正当性は、侵害者が風邪をひいているか（高正当性）、そうでないか（低正当性）で操作した。合法性と正当性を組み合わせた4実験条件の具体的な操作情報は次のとおりであった。

高合法性・高正当性条件：列車に乗っていて、禁煙車でしたがそれに気付かずに、たばこを吸おうとしたら、近くにいた風邪でせきこんでいる人から、「たばこを吸うのはやめてください。」と言われた。

高合法性・低正当性条件：列車に乗っていて、禁煙車でしたがそれに気付かずに、たばこを吸おうとしたら、近くにいた人から、「たばこを吸うのはやめてください。」と言われた。

低合法性・高正当性条件：列車に乗っていて、たばこを吸ってもよい車両で、たばこを吸おうとしたら、近くにいた風邪でせきこんでいる人から、「たばこを吸うのはやめてください。」と言われた。

低合法性・低正当性条件：列車に乗っていて、たばこを吸ってもよい車両で、たばこを吸おうとしたら、近くにいた人から、「たばこを吸うのはやめてください。」と言われた。

(2) 子犬飼育禁止場面

喫煙禁止の実験操作と従属変数の測定に引き続き、子犬飼育禁止の正当性と合法性の操作を実施した。アパートでの子犬飼育に対する禁止の合法性はペット禁止のアパートであるか（高合法性）、そうでないか（低合法性）で操作し、正当性は、子犬がよく吠えるか（高正当性）、そうでないか（低正当性）で操作した。4実験条件の具体的な操作情報は次の通りである。

高合法性・高正当性条件：ペット飼育禁止のアパートでそれを知らずに、一日中よく吠える子犬を飼っていたら、隣に住んでいる人から、「犬を飼うのはやめてください。」と言われた。

高合法性・低正当性条件：ペット飼育禁止のアパートでそれを知らずに、おとなしい子犬を飼っていたら、隣に住んでいる人から、「犬を飼うのはやめてください。」と言われた。

低合法性・高正当性条件：ペットを飼ってもよいアパートで、一日中よく吠える子犬を飼っていたら、隣に住んでいる人から、「犬を飼うのはやめてください。」と言われた。

低合法性・低正当性条件：ペットを飼ってもよいアパートで、おとなしい子犬を飼っていたら、隣に住んでいる人から、「犬を飼うのはやめてください。」と言われた。

4. 従属変数の測定

(1) 喫煙禁止場面

実験操作に続き、以下の5種類の従属変数を測定した。

心理的リアクタンス：「このように言われたとき、あなたはどう感じますか。」と尋ね、「非常に反発を感じる」(7点)から「全く反発を感じない」(1点)までの7段階で、回答を求めた。

侵害者に対する抗議意思：「この『たばこを吸うのはやめてください。』と言った人に抗議したいと思いますか。」と尋ね、「非常に抗議したいと思う」(7点)から「全く抗議したいとは思わない」(1点)までの7段階で回答を求めた。

侵害された自由の信念強度：「このように言われたとき、たばこを吸うことはどのくらいあなたの自由だと思いますか。」と質問し、「全く自由である」(7点)から「全く自由でない」(1点)までの7段階で測定した。

侵害された自由の直接的回復意図：「このように言われたとき、あなたはたばこを吸いますか。」と質問し、「必ず吸う」(7点)から「決して吸わない」(1点)までの7段階で測定した。

侵害された自由の重要性：「たばこを吸うことは、あなたにとって、どのくらい重要なことですか。」という問い合わせに対して、「非常に重要である」(7点)から「全く重要でない」(1点)までの7段階で評定させた。

(2) 子犬飼育禁止場面

実験操作に続き、以下の5種類の従属変数を測定した。

心理的リアクタンス：「このように言われたとき、あなたはどう感じますか。」と尋ね、「非常に反発を感じる」(7点)から「全く反発を感じない」(1点)までの7段階で、回答を求めた。

侵害者に対する抗議意思：「この『犬を飼うのはや

めてください。』と言った人に抗議したいと思いますか。」と尋ね、「非常に抗議したいと思う」(7点)から「全く抗議したいとは思わない」(1点)までの7段階で回答を求めた。

侵害された自由の信念強度：「このように言われたとき、子犬を飼うことはどのくらいあなたの自由だと思いますか。」と質問し、「全く自由である」(7点)から「全く自由でない」(1点)までの7段階で測定した。

侵害された自由の直接的回復意図：「このように言われたとき、あなたは子犬を飼い続けますか。」と質問し、「必ず飼い続ける」(7点)から「決して飼い続けない」(1点)までの7段階で測定した。

侵害された自由の重要性：「子犬を飼うことは、あなたにとって、どのくらい重要なことですか。」という問い合わせに対して、「非常に重要である」(7点)から「全く重要でない」(1点)までの7段階で評定させた。

(3) 実験操作の確認項目

実験操作の成否を確認するために、自由侵害の合法性と正当性に対する被験者の認知を測定した。

「次のような場面での「」内の発言は合法的なものかどうか、また正当なものかどうか答えて下さい。」という質問を行った。合法性と正当性の意味説明をしたうえで、喫煙禁止場面に関する操作情報を再度示し（上記「3. 独立変数の操作(1)」参照）、合法性と正当性を評定させた。

自由侵害の合法性：「この「」内の発言は合法なものだと思いますか。」と問い合わせ、「全く合法である」(7点)から「全く合法でない」(1点)までの7段階で評定させた。

自由侵害の正当性：「この「」内の発言は正当なものだと思いますか。」と問い合わせ、「全く正当である」(7点)から「全く正当でない」(1点)までの7段階で評定させた。

引き続いて、子犬飼育禁止場面に関する操作情報を再度示し（上記「3. 独立変数の操作(2)」参照）、合法性と正当性を評定させた。

自由侵害の合法性：喫煙禁止場面と同様。

自由侵害の正当性：喫煙禁止場面と同様。

結 果

1. 自由侵害の合法性要因、正当性要因および被験者の性要因の効果

本研究で独立変数として操作した自由侵害の合法性、自由侵害の正当性、および被験者の性の3変数が各従属変数に及ぼす効果を検討するために、最初に実験操

表1. 喫煙禁止場面における自由侵害の合法性認知

	高合法性		低合法性	
	高正当性	低正当性	高正当性	低正当性
男性	5.43 (2.02)	5.68 (1.87)	2.51 (1.98)	1.49 (0.69)
女性	5.86 (1.32)	5.89 (1.39)	1.86 (1.18)	2.05 (1.18)

(注) 表内の数値は平均、() 内は標準偏差

表2. 喫煙禁止場面における自由侵害の正当性認知

	高合法性		低合法性	
	高正当性	低正当性	高正当性	低正当性
男性	6.59 (0.69)	6.19 (1.54)	5.35 (1.77)	4.05 (1.94)
女性	6.49 (1.15)	6.22 (1.08)	5.54 (1.63)	4.24 (1.79)

(注) 表内の数値は平均、() 内は標準偏差

作の有効性を確認するための3要因分散分析を場面別に行った。

(1) 喫煙禁止場面における実験操作の検討

喫煙禁止場面における自由侵害の合法性認知得点を表1に、自由侵害の正当性認知得点を表2に示した。

自由侵害の合法性認知得点に関しては、合法性要因の主効果 ($F(1, 288) = 448.25, p < .001$) が有意であり、高合法性条件の方が低合法性条件よりも合法性認知得点は大であった。また、この合法性認知得点に関して、合法性要因、正当性要因、性要因の3要因交互作用 ($F(1, 288) = 4.12, p < .05$) も有意であったが、この交互作用効果の分散寄与率は小さく、本研究における合法性要因の操作はおおむね有効であることがこの段階では確認できた。

次に自由侵害の正当性認知得点に関しては、合法性要因の主効果 ($F(1, 288) = 81.21, p < .001$)、正当性要因の主効果 ($F(1, 288) = 21.90, p < .001$)、合法性要因と正当性要因の交互作用効果 ($F(1, 288) = 7.54, p < .01$) が有意であった。高正当性条件の方が低正当性条件よりも正当性認知得点は大であった。しかし、同時に、高合法性条件の方が低合法性条件よりも正当性認知得点は大であった。正当性認知に及ぼす影響度は、正当性要因よりも合法性要因のほうがむしろ大きく、しかも、両要因の交互作用効果も存在した。このように自由侵害の正当性に関しては、正当性要因と合法性要因の交絡が存在し、正当性要因と合法性要因の独立性が否定された。したがって、喫煙禁止場面における自由侵害の合法性要因と正当性要因の操作は失敗であった。

(2) 子犬飼育禁止場面における実験操作の検討

子犬飼育禁止場面における自由侵害の合法性認知得点を表3に、自由侵害の正当性認知得点を表4に示し

表3. 子犬飼育禁止場面における自由侵害の合法性認知

	高合法性		低合法性	
	高正当性	低正当性	高正当性	低正当性
男性	5.68 (1.68)	5.27 (2.16)	3.16 (2.05)	1.57 (1.17)
女性	5.62 (1.60)	5.76 (1.26)	2.43 (1.86)	2.16 (1.52)

(注) 表内の数値は平均、() 内は標準偏差

表4. 子犬飼育禁止場面における自由侵害の正当性認知

	高合法性		低合法性	
	高正当性	低正当性	高正当性	低正当性
男性	5.84 (1.54)	5.62 (1.75)	4.92 (1.62)	3.14 (1.78)
女性	6.49 (0.73)	5.73 (1.26)	5.03 (1.72)	3.08 (1.61)

(注) 表内の数値は平均、() 内は標準偏差

た。

自由侵害の合法性認知得点に関しては、合法性要因の主効果 ($F(1, 288) = 272.15, p < .001$)、正当性要因の主効果 ($F(1, 288) = 7.34, p < .01$)、合法性要因と正当性要因の交互作用効果 ($F(1, 288) = 4.09, p < .05$)、正当性要因と性要因の交互作用効果 ($F(1, 288) = 5.60, p < .05$) が有意であった。高合法性条件の方が低合法性条件よりも合法性認知得点は大であった。しかも、平方和にみる分散寄与率から判断すると、こうした合法性要因の主効果の大きさは、そのほかの3つの有意な効果を全て加算した効果の大きさの10倍以上に達しており、本研究における合法性要因の操作はおおむね有効であることがこの段階では確認できた。

ところが、自由侵害の正当性認知得点に関しては、合法性要因の主効果 ($F(1, 288) = 110.41, p < .001$)、正当性要因の主効果 ($F(1, 288) = 43.25, p < .001$)、合法性要因と正当性要因の交互作用効果 ($F(1, 288) = 14.86, p < .001$) が有意であった。高正当性条件の方が低正当性条件よりも正当性認知得点は大きかったが、同時に、高合法性条件の方が低合法性条件よりも正当性認知得点は大であった。正当性認知に及ぼす影響は、正当性要因よりもむしろ合法性要因のほうが大きく、その上、正当性要因と合法性要因の交互作用効果も見いだされた。こうした合法性要因と正当性要因の交絡は、本研究の子犬飼育禁止場面で操作した自由侵害の合法性要因と正当性要因が独立ではなく、実験操作が失敗したこと示す。

(3) 分析方法の再検討

本研究で設定した喫煙禁止場面と子犬飼育禁止場面の両方において、自由侵害の合法性要因と正当性要因との交絡が発見された。この交絡の形態は、自由侵害の合法性に対しては本研究における合法性要因の操作

の妥当性がおおむね認められるものの、自由侵害の正当性に対しては正当性要因と合法性要因が共に影響を及ぼしているばかりか、正当性要因よりもむしろ合法性要因の方が規定力は大きいという結果が得られた。こうして、合法性要因と正当性要因は独立的に操作することが可能であるという当初の期待は否定されてしまった。したがって、当初予定していた自由侵害の合法性要因と正当性要因と被験者の性要因による3要因分散分析の実行は不可能となった。

本研究における合法性要因の操作は、合法性認知と正当性認知の両方に影響を与え、正当性要因の操作は正当性認知にのみ影響を与え、さらには合法性要因と正当性要因の交互作用が合法性認知の一部と正当性認知で見られることから、合法性条件と正当性条件が共に高い条件と共に低い条件を抽出する形であれば、合法性要因と正当性要因を合成することが論理的に可能である。

そこで、変則的に合成した要因を合法正当要因と呼び、2つの水準を高合法正当条件（旧高合法性条件・高正当性条件）、低合法正当条件（旧低合法性条件・低正当性条件）と呼ぶ。そして、この自由侵害の合法正当要因と被験者の性要因を独立変数とする2要因分散分析を実行する。

2. 自由侵害の合法正当要因と被験者の性要因の効果

(1) 喫煙禁止場面

喫煙禁止場面における各従属変数の平均と標準偏差を自由侵害の合法正当条件別、被験者の性別に示したのが表5である。各従属変数に関して、自由侵害の合法正当要因と被験者の性要因の2要因分散分析を実施した。

自由侵害の合法性認知：合法性認知得点に関しては、合法正当要因の主効果 ($F(1, 144) = 289.80, p < .001$) と性要因の主効果 ($F(1, 144) = 4.82, p < .05$) が有意であった。高合法正当条件 ($M = 5.65$) の方が低合法正当条件 ($M = 1.77$) よりも、また、女性 ($M = 3.96$) の方が男性 ($M = 3.46$) よりも合法性認知得点は高かった。

自由侵害の正当性認知：正当性認知得点に関しては、合法正当要因の主効果 ($F(1, 144) = 96.81, p < .001$) のみが有意であり、高合法正当条件 ($M = 6.54$) の方が低合法正当条件 ($M = 4.15$) よりも正当性認知得点は高かった。

侵害された自由の信念強度：自由の信念強度得点に関しては、合法正当要因の主効果 ($F(1, 144) = 115.42, p < .001$) が有意であり、低合法正当条件 ($M = 4.66$) の方が高合法正当条件 ($M = 2.01$) よりも自由の信

表5. 喫煙禁止場面における各従属変数の平均と標準偏差

	高合法正当		低合法正当	
	男性	女性	男性	女性
合法性認知	5.43 (2.02)	5.86 (1.32)	1.49 (0.69)	2.05 (1.18)
正当性認知	6.59 (0.69)	6.49 (1.15)	4.05 (1.94)	4.24 (1.79)
自由の信念	2.22 (1.55)	1.81 (1.17)	4.76 (1.83)	4.57 (1.37)
自由の重要性	2.30 (1.88)	1.41 (0.98)	2.51 (1.92)	1.81 (1.22)
リアクタンス	2.78 (1.55)	2.70 (1.49)	5.05 (1.31)	4.43 (1.82)
抗議意思	1.86 (1.27)	1.46 (0.80)	3.62 (1.77)	3.05 (1.56)
自由回復意図	1.30 (0.91)	1.03 (0.16)	2.73 (1.91)	1.97 (1.24)

(注) () 内は標準偏差

念強度得点は高かった。

侵害された自由の重要性：自由の重要性得点に関しては、性要因の主効果 ($F(1, 144) = 9.69, p < .01$) が有意であり、男性 ($M = 2.41$) の方が女性 ($M = 1.61$) よりも自由の重要性得点は高かった。

心理的リアクタンス：リアクタンス得点に関しては、合法正当要因の主効果 ($F(1, 144) = 61.42, p < .001$) が有意であり、低合法正当条件 ($M = 4.74$) の方が高合法正当条件 ($M = 2.74$) よりもリアクタンス得点は高かった。

自由侵害者に対する抗議意思：抗議意思得点に関しては、合法正当要因の主効果 ($F(1, 144) = 53.03, p < .001$) と性要因の主効果 ($F(1, 144) = 4.47, p < .05$) が有意であった。低合法正当条件 ($M = 3.34$) の方が高合法正当条件 ($M = 1.66$) よりも、また、男性 ($M = 2.74$) の方が女性 ($M = 2.26$) よりも抗議意思得点は高かった。

侵害された自由の直接的回復意図：自由回復意図得点に関しては、合法正当要因の主効果 ($F(1, 144) = 34.73, p < .001$) と性要因の主効果 ($F(1, 144) = 6.48, p < .05$) が有意であった。低合法正当条件 ($M = 2.35$) の方が高合法正当条件 ($M = 1.16$) よりも、また、男性 ($M = 2.01$) の方が女性 ($M = 1.50$) よりも自由回復意図得点は高かった。

(2) 子犬飼育禁止場面

子犬飼育禁止場面における各従属変数の平均と標準偏差を自由侵害の合法正当条件別、被験者の性別に示したのが表6である。各従属変数に関して、自由侵害の合法正当要因と被験者の性要因の2要因分散分析を実施した。

自由侵害の合法性認知：合法性認知得点に関しては、

表6. 子犬飼育禁止場面における各従属変数の平均と標準偏差

	高合法正当		低合法正当	
	男性	女性	男性	女性
合法性認知	5.68 (1.68)	5.62 (1.60)	1.57 (1.17)	2.16 (1.52)
正当性認知	5.84 (1.54)	6.49 (0.73)	3.14 (1.78)	3.08 (1.61)
自由の信念	2.86 (1.60)	2.08 (1.19)	5.76 (1.38)	5.70 (1.24)
自由の重要性	4.11 (1.81)	3.54 (1.66)	4.54 (1.95)	5.08 (1.57)
リアクタンス	3.51 (1.76)	3.78 (1.49)	5.70 (1.49)	5.70 (1.66)
抗議意思	2.95 (1.88)	2.51 (1.53)	5.51 (1.61)	5.86 (1.11)
自由回復意図	3.51 (1.71)	2.97 (1.42)	5.78 (1.27)	5.54 (1.19)

(注) () 内は標準偏差

合法性認知の主効果 ($F(1, 144) = 233.33, p < .001$) が有意であり、高合法正当条件 ($M = 5.65$) の方が低合法正当条件 ($M = 1.87$) よりも合法性認知得点は高かった。

正当性認知の主効果 ($F(1, 144) = 159.61, p < .001$) のみが有意であり、高合法正当条件 ($M = 6.16$) の方が低合法正当条件 ($M = 3.11$) よりも正当性認知得点は高かった。

自由の信念強度の主効果 ($F(1, 144) = 211.16, p < .001$) が有意であり、低合法正当条件 ($M = 5.73$) の方が高合法正当条件 ($M = 2.47$) よりも自由の信念強度得点は高かった。

自由の重要性の主効果 ($F(1, 144) = 11.71, p < .001$) が有意であり、低合法正当条件 ($M = 4.81$) の方が高合法正当条件 ($M = 3.82$) よりも自由の重要性得点は高かった。

心理的リアクタンスの主効果 ($F(1, 144) = 60.60, p < .001$)

が有意であり、低合法正当条件 ($M = 5.70$) の方が高合法正当条件 ($M = 3.65$) よりもリアクタンス得点は高かった。

自由侵害者に対する抗議意思の主効果 ($F(1, 144) = 133.06, p < .001$) が有意であり、低合法正当条件 ($M = 5.69$) の方が高合法正当条件 ($M = 2.73$) よりも抗議意思得点は高かった。

侵害された自由の直接的回復意図の主効果 ($F(1, 144) = 108.37, p < .001$) が有意であり、低合法正当条件 ($M = 5.66$) の方が高合法正当条件 ($M = 3.24$) よりも自由回復意図得点は高かった。

3. 被験者の個人内反応間の関係分析

(1) 各変数間の相関関係

合法性認知、正当性認知、侵害された自由の信念強度、侵害された自由の重要性、心理的リアクタンス、自由侵害者に対する抗議意思、自由の直接的回復意図の 7 変数の相互関係についてピアソンの相関係数 r を場面別に算出し、その結果を表 7 に示した。表 7 の対角線の右上部は喫煙禁止場面における 7 変数間の r 、左下部は子犬飼育禁止場面における 7 変数間の r である。

表 7 から、合法性認知と正当性認知の間には中程度の正の相関関係が存在することが確認できた。そして、合法性認知と正当性認知の両変数が侵害された自由の信念強度、心理的リアクタンス、自由侵害者に対する抗議意思、自由の直接的回復意図と中程度の正の相関関係をもつことが示された。そして、侵害された自由の信念強度は、心理的リアクタンス、自由侵害者に対する抗議意思、自由の直接的回復意図と中程度の正の相関関係にあることが、さらに、心理的リアクタンスは、自由侵害者に対する抗議意思や自由の直接的回復意図と中程度の正の相関関係にあることが見いだされた。しかし、侵害された自由の重要性は、他の変数と弱い相関関係しか示さず、子犬飼育禁止場面における

表7. 各変数間の相関係数：ピアソンの相関係数 r

	1. 合法	2. 正当	3. 信念	4. 重要	5. リア	6. 抗議	7. 回復
1. 合法性認知		.41 ***	-.51 ***	-.10	-.30 ***	-.34 ***	-.34 ***
2. 正当性認知	.49 ***		-.47 ***	-.14 *	-.36 ***	-.43 ***	-.44 ***
3. 自由の信念	-.56 ***	-.51 ***		.20 ***	.44 ***	.48 ***	.49 ***
4. 自由の重要性	-.19 **	-.19 ***	.26 ***		.16 **	.19 **	.22 ***
5. リアクタンス	-.28 ***	-.36 ***	.48 ***	.34 ***		.58 ***	.38 ***
6. 抗議意思	-.44 ***	-.43 ***	.62 ***	.34 ***	.59 ***		.51 ***
7. 自由回復意図	-.50 ***	-.46 ***	.73 ***	.49 ***	.47 **	.57 ***	

(注1) 右上部は、喫煙禁止場面における変数間の r 、左下部は子犬飼育禁止場面における変数間の r である。

(注2) *** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

心理的リアクタンス、自由侵害者に対する抗議意思、自由の直接的回復意図と中程度の正の相関関係を示すにとどまった。

以上の相関分析から得られた結果は、予想とおおむね一致するものであった。変数間の関係をさらに詳細に分析するために、パス解析を実施する。

(2) パス解析による仮説の検証

本研究では、自由侵害の合法性あるいは正当性が低下すると、侵害された自由の信念強度が増加し、その結果、喚起されるリアクタンス強度が増加するであろうと予想し、また、侵害された自由の直接的回復意図が促進されるであろうと予想した。こうした仮説を検証するために、第1ステップに自由侵害の合法性認知と正当性認知の2変数、第2ステップに侵害された自由の信念強度、第3ステップに心理的リアクタンス、第4ステップに侵害された自由の直接的回復意図を設定し、パス解析を行った。喫煙禁止場面の結果を図1に、子犬飼育禁止場面の結果を図2に示した。

図1から、自由侵害の合法性認知の減少と自由侵害の正当性認知の減少が侵害された自由の信念強度を増加し、この自由の信念強度の増加が心理的リアクタンス強度の増加を導くことが判明した。加えて、自由侵害の正当性認知の減少が侵害された自由の直接的回復意図を促進することが明らかとなった。自由侵害の合法性認知から侵害された自由の直接的回復意図へのパスが発見できなかったことを除けば、本研究の結果は、提出した仮説を全面的に支持している。

このほかに、心理的リアクタンスの増加が侵害された自由の直接的回復意図を促進すること、自由侵害の

正当性認知の減少が心理的リアクタンス強度を直接的に強めること、侵害された自由の信念強度の増加が侵害された自由の直接的回復意図を直接的に促進することも、併せて見いだされた。

図2からも、自由侵害の合法性認知の減少と自由侵害の正当性認知の減少が侵害された自由の信念強度を増加し、この自由の信念強度の増加が心理的リアクタンス強度の増加をもたらすことが明らかとなった。加えて、自由侵害の正当性認知の減少が侵害された自由の直接的回復意図を促進することが分かった。自由侵害の正当性認知から侵害された自由の直接的回復意図へのパスが発見できなかったことを除けば、本研究の結果は、提出した仮説を全面的に支持している。

このほかに、喫煙禁止場面と同様に、心理的リアクタンスの増加が侵害された自由の直接的回復意図を促進すること、自由侵害の正当性認知の減少が心理的リアクタンス強度を直接的に強めること、侵害された自由の信念強度の増加が侵害された自由の直接的回復意図を直接的に促進することが見いだされた。

(3) パス解析の拡張

上記の(2)で行ったパス解析の第2ステップに侵害された自由の重要性を加えて、再度パス解析を試みた。喫煙禁止場面の結果を図3に、子犬飼育禁止場面の結果を図4に示した。

図3では、自由侵害の合法性認知と自由侵害の正当性認知のいずれからも侵害された自由の重要性への有意なパスが見られない。また、侵害された自由の重要性から心理的リアクタンスへの有意なパスも見られない。

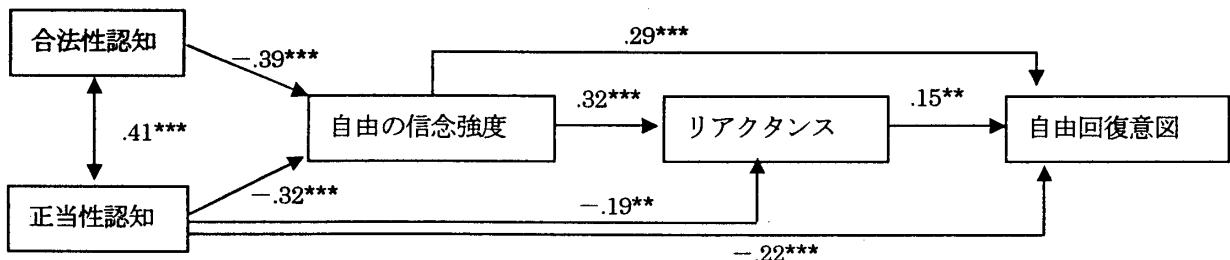


図1. 喫煙禁止場面におけるパス解析の結果（仮説の検証）

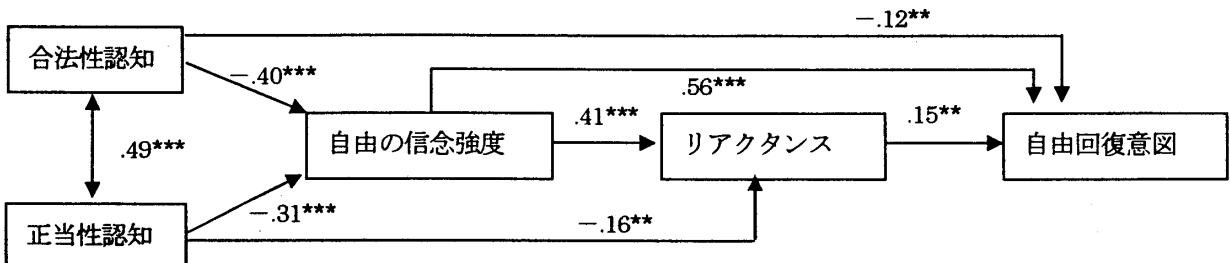


図2. 子犬飼育禁止場面におけるパス解析の結果（仮説の検証）

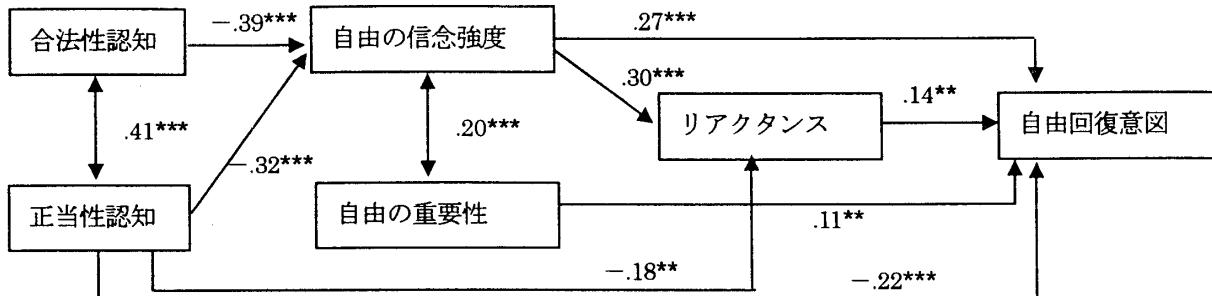


図3. 喫煙禁止場面におけるパス解析の結果（第2ステップに自由の重要性を導入した場合）

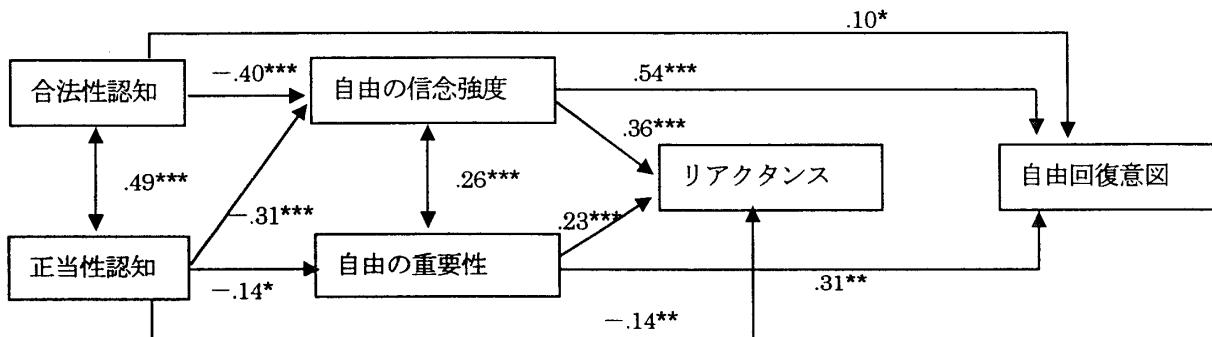


図4. 子犬飼育禁止場面におけるパス解析の結果（第2ステップに自由の重要性を導入した場合）

図4では、自由侵害の正当性認知から侵害された自由の重要性へのパスと、後者から心理的リアクタンスへのパスは見られるが、自由の合法性認知から侵害された自由の重要性へのパスは存在しないし、心理的リアクタンスから侵害された自由の直接的回復意図へのパスが消失している。

図3と図4から、自由侵害の合法性あるいは正当性と密接に関係し、しかも心理的リアクタンスと密接に関係している媒介変数は侵害された自由の信念強度であることが証明された。侵害された自由の信念強度に比べると、侵害された自由の重要性の果たす役割は相対的に小さいと言わざるを得ない。

考 察

1. 自由侵害の合法性と正当性の操作

本研究では、自由侵害の合法性と正当性が独立に操作可能であるという立場から、これらの要因と被験者の性要因を独立変数として設定して、侵害された自由の信念強度や心理的リアクタンス強度に及ぼす効果を検討しようとした。しかし、実験操作の有効性を検討した結果、自由侵害の合法性要因と正当性要因が交絡していることが判明し、予定していた3要因分散分析の実施が不可能となった。そこで、両要因の交絡の形態から、合法性要因と正当性要因が共に高水準の場合と共に低水準の場合を抽出可能と判断し、両要因の

一部を合成して、新たに合法正当要因を設定した。自由侵害の合法正当要因と被験者の性要因の2要因分散分析の結果、以下のようなことが明らかとなった。

自由侵害の合法正当水準の増加は、侵害された自由の信念強度、侵害された自由の重要性（1／2場面でのみ）、心理的リアクタンス、自由侵害者に対する抗議意思、侵害された自由の直接的回復意図を減少させ、逆に、自由侵害の合法正当水準の減少は、侵害された自由の信念強度、侵害された自由の重要性（1／2場面でのみ）、心理的リアクタンス、自由侵害者に対する抗議意思、侵害された自由の直接的回復意図を増加させることが実証された。このように、自由侵害の合法性と正当性は、分離できなかったけれども、心理的リアクタンスの生起に対して大きな規定力を有することが証明された。そして、自由侵害の合法性と正当性は、侵害された自由の信念強度を変化させることによって、心理的リアクタンスの強度を左右する可能性が示唆される。

なお、本研究では、自由侵害場面として、喫煙禁止場面と子犬飼育禁止場面の2場面を用意したが、場面による違いが認められる。一つは侵害された自由の重要性に及ぼす合法正当要因の効果の違いであり、合法正当要因の主効果が子犬飼育禁止場面ではみられたが、喫煙禁止場面ではみられなかった。もう一つは性要因の効果の違いであり、喫煙場面では、性要因の主効果が自由侵害の合法性認知、侵害された自由の重要性、

自由侵害者に対する抗議意思、侵害された自由の直接的回復、の4つの従属変数に関して生じていたが、子犬飼育禁止場面では、性要因の主効果は全く生じていなかった。喫煙場面は性差が関連する場面であると解釈される。そして、その性差の内容は、男性の方が女性よりも、喫煙禁止という自由侵害をより合法性が低いと認知し、侵害された自由の重要性が高く、自由侵害者に対する抗議意思が大きく、侵害された自由の直接的回復意図をより多くとる、というものであった。

2. 仮説の検証

自由侵害の合法性認知と正当性認知を第1ステップ、侵害された自由の信念強度を第2ステップ、心理的リアクタンス強度を第3ステップ、侵害された自由の直接的回復意図を第4ステップとするパス解析の結果は、本研究の仮説を全面的に支持した。喫煙禁止と子犬飼育禁止の両場面において、自由侵害の合法性認知と正当性認知から侵害された自由の信念強度への有意な負のパスがみられ、また、侵害された自由の信念強度から心理的リアクタンスへの有意な正のパスが存在した。これは、自由侵害の合法性および正当性の減少が侵害された自由の信念強度を増加し、その侵害された自由の信念強度の増加が心理的リアクタンスの強度を増加させるというもので、仮説1を強く支持する結果である。仮説1で提案したように、自由侵害の合法性あるいは正当性は、侵害された自由の信念強度を媒介にして、心理的リアクタンスの喚起に影響することが証明された。

さらに、喫煙禁止場面では、自由侵害の正当性認知から侵害された自由の直接的回復意図への有意な負のパスがみられ、子犬飼育禁止場面では、自由侵害の合法性認知から侵害された自由の直接的回復意図への有意な負のパスがみられた。2つの場面のうちの一方でしか検証できなかったけれども、この結果は、自由侵害の合法性および正当性の減少が侵害された自由の直接的回復意図を増加させることを意味し、仮説2を支持するものである。

このほかに、①心理的リアクタンス強度の増加は侵害された自由の直接的回復意図を促進すること、②侵害された自由の信念強度の増加は、心理的リアクタンス強度の増加を媒介にすることなく、侵害された自由の直接的回復意図を直接促進すること、③自由侵害の

合法性ではなく正当性の減少は、侵害された自由の信念強度の増加を媒介にすることなく、心理的リアクタンス強度を増加すること、が両場面で示された。

なお、侵害された自由の重要性を第2ステップに加えて、パス解析を行ったところ、自由侵害の合法性および正当性から侵害された自由の重要性への有意なパスと、侵害された自由の重要性から心理的リアクタンスへの有意なパスが十分な形で存在していなかった。これは、自由侵害の合法性および正当性と心理的リアクタンスの間の媒介変数として、侵害された自由の重要性が、侵害された自由の信念強度と比べると、それほど決定的な役割を果たしていないと解釈される。

引用文献

- Brehm, J. W. 1966 *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press.
- Brehm, S. S., & Brehm, J. W. 1981 *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New York: Academic Press.
- 深田博己 1977 コミュニケーションの検閲と心理的反発による態度変容 広島大学教育学部紀要 第一部, 26, 259-269.
- 深田博己 1996 心理的リアクタンス理論(1) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), 45, 35-44.
- 深田博己 1997 心理的リアクタンス理論(2) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), 46, 17-26.
- 深田博己 1998 心理的リアクタンス理論(3) 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), 47, 19-28.
- 深田博己・木村堅一・牧野幸志 1997 小・中学生の反発に及ぼす教師の言語的脅威の正当性の効果 広島大学教育学部紀要 第一部(心理学), 46, 27-32.
- 今城周造 2001 説得におけるリアクタンス効果の研究:自由侵害の社会心理学 北大路書房
- 今城周造 2002 説得への反発:心理的リアクタンス理論 深田博己(編著) 説得心理学ハンドブック—説得コミュニケーション研究の最前線— 北大路書房 Pp.329-371.

付記 本研究の実施にあたって研究協力者として八角誠氏にご協力いただいた。同氏に心より感謝申し上げます。